

〈 関 係 法 令 編 〉

(抜 粋)

目 次

I	法及び令・規則等.....	162
1	文化財保護法.....	162
1)	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則.....	162
2)	文化財保護法施行令第五条第4項.....	162
3)	文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日府保記第226号文化庁次長通知）.....	163
2	自然公園法（伊勢志摩国立公園）.....	166
3	森林法（地域森林計画）.....	167
4	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律.....	169
5	河川法（河川区域）.....	170
6	海岸法.....	172
7	港湾法.....	172
8	都市計画法.....	173
9	景観法.....	173
II	三重県及び伊勢市条例.....	175
1	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例.....	175
2	伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例.....	177
3	三重県屋外広告物条例.....	180
4	伊勢市景観条例.....	182

I 法及び令・規則等

1 文化財保護法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

(3 以下は略)

1) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、左の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 文化財保護法施行令第五条第4項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の固体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のため使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

（二は略）

3) 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成一二年四月二八日庁保記第二二六号文化庁次長通知）

共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定め

られた保存管理の基準に反する場合

- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 (以下略)

2 自然公園法（伊勢志摩国立公園）

(目的)

第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(特別地域)

第十三条 (1、2は略)

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 九 土地を開墾しその土地の形状を変更すること。
- 十 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十三 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

（4～9は略）

（普通地域）

第二十六条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は廣告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

六 土地の形状を変更すること。

七 海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。

（2～7は略）

3 森林法（地域森林計画）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- （2～6は略）

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 四 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 五 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合
- 六 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 七 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

九 除伐する場合

十 その他農林水産省令で定める場合

(2は略)

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 除伐する場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三 第百八十八条第二項の規定に基づいてする場合

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

(3～10は略)

(立入調査等)

第四十九条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。

(2～6は略)

4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地

の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

(行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
 - 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
 - 三 のり切り、切土、掘さく又は盛土
 - 四 立木竹の伐採
 - 五 木竹の滑下又は地引による搬出
 - 六 土石の採取又は集積
 - 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの
- (2、3は略)
- 4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

5 河川法（河川区域）

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(流水の占用の許可)

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

(2～5は略)

(土地の掘削等の許可)

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

(2、3は略)

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は前条第一項の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

(5、6は略)

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第二十八条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(2は略)

(許可工作物の使用制限)

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

(2は略)

(原状回復命令等)

第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

6 海岸法

(目的)

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(海岸保全区域の占用)

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、これを許可してはならない。

(海岸保全区域における行為の制限)

第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならぬ。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

第八条の二 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当しつつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（第十六条及び第三十一条において「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。
- 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

（2、3は略）

7 港湾法

(目的)

第一条 この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全には配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

(港湾区域内の工事等の許可)

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用
- 二 港湾区域の水域又は公共空地における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

（2～6は略）

8 都市計画法

（目的）

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（建築等の規制）

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。

（2は略）

9 景観法

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もつて国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模

様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとするべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 八 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

II 三重県及び伊勢市条例

1 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成一七年一二月二七日三重県条例第九三号

（趣旨）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係るものについて必要な事項を定めるものとする。

（許可行為）

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第三条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（第三条において「特例市」という。）にあつては、それぞれの長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、別表第一に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- 二 建築物等の色彩の変更
- 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- 四 水面の埋立て又は干拓

五 木竹の伐採

六 土石の類の採取

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 知事は、前項の許可には、都市の風致の維持上必要な最少限度の条件を付すことができる。

別表第一（第二条関係）許可を要しない行為

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、県若しくは市町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが十五メートルを超えることとなるものを除く。）
- 5 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が十平方メートル以下であるもの
- 6 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - 一 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - 二 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - 三 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
- 四 その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
- 7 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 8 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 9 枯損した木竹又は仮植した木竹の伐採
- 10 自家用に充てるために必要な木竹の伐採又は木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- 11 危険な木竹又は本表及び別表第二に掲げる行為のため必要な測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 12 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七項の土地の形質の変更と同程度のもの
- 13 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、廣告板、廣告塔その他これらに類するもの（第六項各号に該当するものを除く。）以外のものの色彩の変更
- 14 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

- 15 風致地区内において行う工事に伴い堆積される土石で、当該工事現場において、当該工事の施工期間内に限り堆積されているもの
- 16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - 二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による信号機の設置又は管理に係る行為
 - 三 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- イ 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - ロ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - ハ 高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - ニ 高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - ホ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がハの土地の形質の変更と同程度のもの
 - ヘ 建築物等の色彩の変更で第十三項に該当しないもの
 - ト 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第十四項に該当しないもの
- 四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）による有線ラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。）又は有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送の業務（共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが十五メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築、又は移転
- 五 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- イ 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - ロ 宅地の造成又は土地の開墾
 - ハ 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）の設置又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の新設若しくは開設
 - ニ 水面の埋立て又は干拓
 - ホ 森林の択伐又は皆伐
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成一七年一一月一日伊勢市条例第一六二号

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し、面積が十ヘクタール未満の風致地区に係るものについて必要な事項を定めるものとする。

(許可行為)

第二条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第一に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
 - 二 建築物等の色彩の変更
 - 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - 四 水面の埋立て又は干拓
 - 五 木竹の伐採
 - 六 土石の類の採取
 - 七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 市長は、前項の許可には、都市の風致の維持上必要な最少限度の条件を付することができる。

別表第一（第二条関係）許可を要しない行為

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が十平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが十五メートルを超えることとなるものを除く。）
- 5 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が十平方メートル以下であるもの
- 6 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - 一 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - 二 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - 三 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - 四 その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
- 7 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのり

を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- 8 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 9 枯損した木竹又は仮植した木竹の伐採
- 10 自家用に充てるために必要な木竹の伐採又は木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- 11 危険な木竹又は本表及び別表第二に掲げる行為のため必要な測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 12 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第七項の土地の形質の変更と同程度のもの
- 13 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、広告板、広告塔その他これらに類するもの（第六項各号に該当するものを除く。）以外のものの色彩の変更
- 14 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの
- 15 風致地区内において行う工事に伴い堆積される土石で、当該工事現場において、工事施工期間内に限り堆積されているもの
- 16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - 二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による信号機の設置又は管理に係る行為
 - 三 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のもの的新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ 高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウの土地の形質の変更と同程度のもの
 - カ 建築物等の色彩の変更で第十三項に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第十四項に該当しないもの
 - 四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による認定電気通信事業、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）による有線ラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。）又是有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送の業務（共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが十五メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築、又は移転

五 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 宅地の造成又は土地の開墾

ウ 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）の設置又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の新設若しくは開設

エ 水面の埋立て又は干拓

オ 森林の択伐又は皆伐

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

3 三重県屋外広告物条例

平成一七年一〇月二一日三重県条例第七七号

（目的）

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（禁止地域等）

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は同法第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同法第百九条第一項若しくは第二項の規定により指定された地域又は同法第百十条第一項の規定により仮指定された地域。ただし、いずれも地域を定めず指定されたものを除く。

三 三重県文化財保護条例（昭和三十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定により指定された県指定有形文化財のうち建造物の周囲五十メートル以内の地域及び同条例第三十五条の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物（地域を定めず指定されたものを除く。）の所在する地域

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第八号及び第十一号の規定により指定された魚つき保安林及び風致保安林の地域

五 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で知事が指定する区間並びに鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）で知事が指定する区間

六 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、社会

資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十一号）第一条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）第二条第一項第二号又は第三号に規定する公園又は緑地及び社会资本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第一号又は第二号に規定する公園又は緑地で知事が指定するものの区域

八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第一項の規定による特別地域のうち知事が指定する区域及び同法第十四条第一項の規定による特別保護地区

九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

十 三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）第十一条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の特別地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

十一 古墳及び墓地

十二 港湾、駅前広場及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域

十三 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他の建造物で、国又は地方公共団体が設置したもの及びその敷地（国又は地方公共団体以外の者が設置した建造物及びその敷地で知事が指定するものを含む。）

十四 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

十五 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例（第五条第一項第九号において「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

（2は略）

（禁止物件）

第四条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 橋りよう、トンネル、高架構造、歩道橋、こう門及び樋門

二 道路、鉄道等のよう壁並びに道路の分離帯及び地下道上屋の類

三 街路樹、路傍樹及び植樹帶

四 信号機、道路標識（道路管理者が設置を承認した案内標識を除く。）、里程標、道路情報管理施設、カーブミラー、歩道柵（ガードレールを含む。）及び駒止めの類

五 知事が指定する区域内にある電柱、街灯柱その他電柱の類

六 消火栓及び火災報知機

七 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

八 送電塔、送受信塔及び照明塔

九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

十 彫像及び記念碑の類

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

(2は略)

(許可地域等)

第五条 次の各号に掲げる地域又は場所（第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

- 一 市の区域及び人口五千人以上の町でその区域の全部又は一部が都市計画法第四条第二項の都市計画区域である町の区域
- 二 自然公園法に規定する国立公園及び国定公園の地域並びに三重県立自然公園条例（昭和三十三年三重県条例第二号）に規定する県立公園の地域
- 三 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- 四 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- 五 第三条第一項第九号ただし書及び第十号ただし書の規定により知事が指定する区域
- 六 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- 七 三重県自然環境保全条例第十三条の規定により指定された三重県自然環境保全地域内の普通地区
- 八 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域（知事が指定する区域を除く。）
- 九 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域

(2は略)

(広告物景観地区の指定)

第八条 知事は、良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、第三条第一項各号又は第五条第一項各号に規定する地域又は場所で、次に掲げる地域のうち、道路端から百メートルの範囲で知事が定める一定の区域を屋外広告物沿道景観地区（以下「広告物景観地区」という。）として指定することができる。

- 一 都市を代表する道路及びその沿道地域
- 二 駅前広場に通ずる道路及びその沿道地域
- 三 伝統的建造物群保存地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
- 四 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第五条第二項第三号の規定により定められた重点整備地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める道路及びその沿道地域

(2、3は略)

4 伊勢市景観条例

平成二一年三月一九日伊勢市条例第一四号

(目的)

第一条 この条例は、本市における良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、愛着と誇りの持てるまちづくり及び観光その他の地域間交流の促進並びに魅力あるまちの後世への継承に資することを目的とする。

(届出を要する行為)

第十一條 法第十六条第一項第四号に規定する条例で定める行為（同条第五項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(適用除外)

第十四条 景観計画区域（沿道景観形成地区及び重点地区を除く。）内における法第十六条第七項第十一号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で規則で定めるもの及び仮設の建築物の建築等
 - (2) 工作物の建設等で規則で定めるもの
 - (3) 法第十六条第一項第三号及び第十二条第一項第一号に規定する行為で規則で定めるもの
 - (4) 第十二条第一項第二号に規定する行為で規則で定めるもの
 - (5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられているものとして規則で定めるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為で規則で定めるもの
- 2 第九条第一項に規定する沿道景観形成地区内及び同条第二項に規定する重点地区内における法第十六条第七項第十一号に規定する条例で定める行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。

勝二見浦保存管理計画

平成 22 年 3 月

編集・発行 伊勢市教育委員会
印刷 有限会社 カイガウイン